

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和四年一月二十一日から同年五月二十三
日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出して
ください。

令和四年一月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグエクストラ香芝店
所在地 香芝市畑二丁目八六五ほか

二 変更のあった事項
1 大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）ザ・ビッグ香芝店
（変更後）ザ・ビッグエクストラ香芝店

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ
っては代表者の氏名
（変更前）

名称	住所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	名古屋市中村区名駅五丁目二五番 八号	小林 健太郎
奈良トヨタ自動車株式 会社	奈良市杉ヶ町三〇番地	菊池 攻
未定		

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	名古屋市名区名駅五丁目二五番八号	小林 健太郎
奈良トヨタ自動車株式会社	奈良市杉ヶ町三〇番地	菊池 攻
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一―四―一四	矢野 靖二

三 変更年月日

令和三年十月二十八日

四 届出年月日

令和四年一月十二日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和四年一月二十一日から同年五月二十三日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県の休日を除き、奈良県条例第三十二号（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで